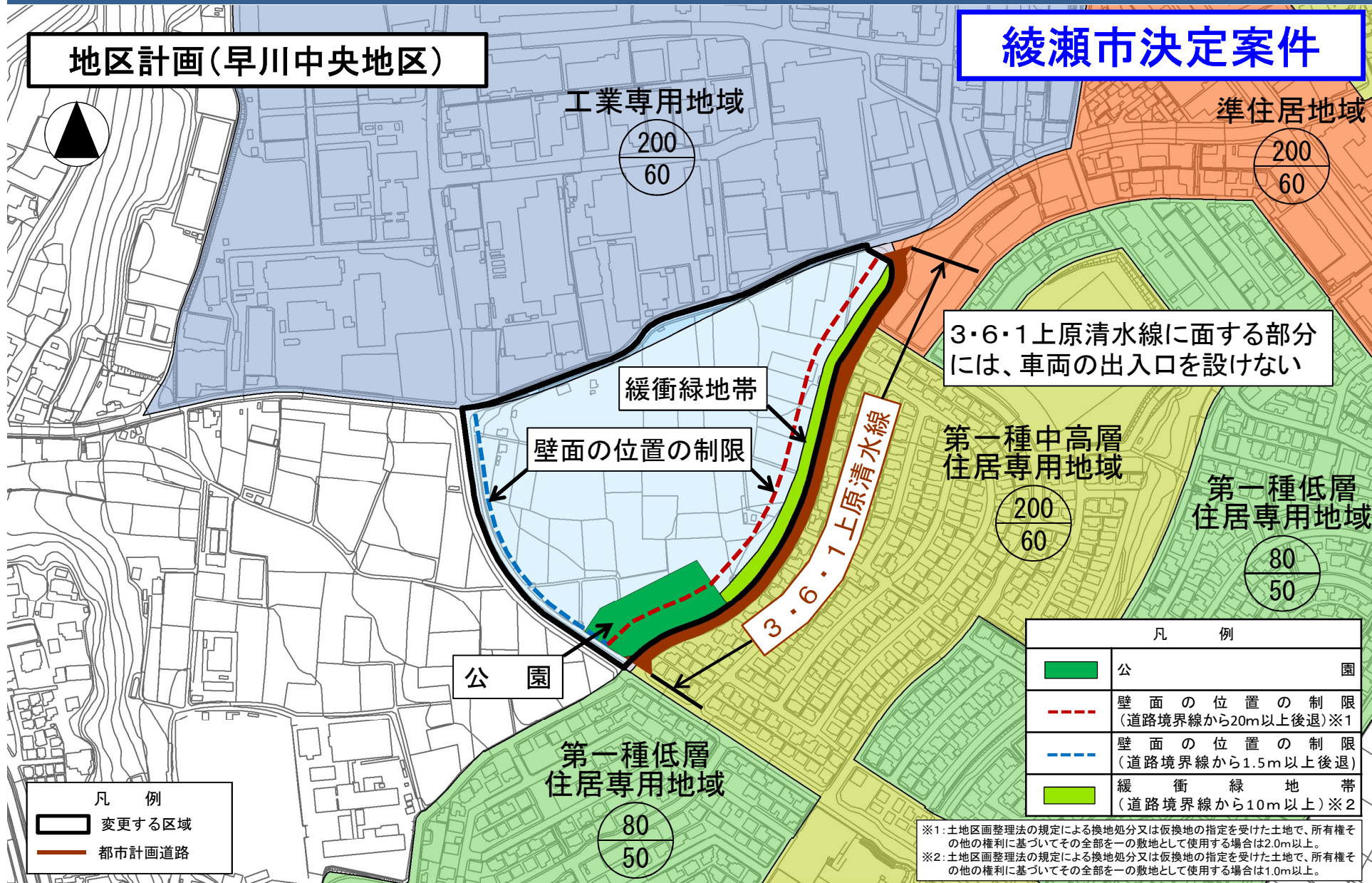


綾瀬市決定案件

地区計画（早川中央地区）



3・6・1上原清水線に面する部分には、車両の出入口を設けない

凡 例	
	公園
	壁面の位置の制限 (道路境界線から20m以上後退)※1
	壁面の位置の制限 (道路境界線から1.5m以上後退)
	緩衝緑地帯 (道路境界線から10m以上)※2

※1: 土地区画整理法の規定による換地処分又は仮換地の指定を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用する場合は2.0m以上。
 ※2: 土地区画整理法の規定による換地処分又は仮換地の指定を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用する場合は1.0m以上。

この図面は、綾瀬市長の承認を得て、綾瀬都市計画基本図を使用して調製したものです。
 この図面は、綾瀬市との協議を経て、綾瀬都市計画決定データを使用して作成したものです。

